

第三日 平成二十五年十二月十九日

開 議 午前十時

○議長（野呂日出男君）

おはようございます。

去る十二月十七日、合併前の町教育長、合併後には町教育委員長などを歴任されました藤本盛三氏をご逝去されました。ここに故人のご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。傍聴者の皆様もご協力をお願いいたします。

ご起立願います。黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（野呂日出男君）

黙禱を終わります。ありがとうございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第四号道州制導入に断固反対する意見書案を議題とします。

お諮りいたします。発議第四号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

これから発議第四号を採決いたします。発議第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第四号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては本職にご一任願います。

日程第二、議案第七十三号工事の請負契約の一部変更の件を議題とします。

これから質疑を行います。奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

この工事請負契約変更の件はきのうの常任委員会でも説明を受けまして、自動扉、間仕切り、窓の二重サッシというふうな説明を受けましたが、今、結果はともかく必要なものは必要で、それはやむを得ないだろうと思えますけれども、この工事請負契約は十月の臨時議会で契約を承認していると。二カ月もたたないうちにまた変更契約ということになったわけなんですけれども、条例で五千万以上の工事請負契約あるいは七百万以上の財産取得、処分は条例で議会の承認を得なければならないというふうに定められているんですけれども、二カ月もたたないうちにまた議会、工事契約を変更して承認を得なければならないということに対して、どういうふうな思いでいるのか、担当課に伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

まず、この変更契約に至った経緯をまず、若干ですがご説明いたしたいと思えます。

まず、この工事に関しては六月の議会におきまして補正予算で設計額六百三十万、工事予定費一億二千九百十八万二千円を皆様にご承認いただいて工事を進めてまいりました。その後、設計業者をまず決めまして、町の改修をしていただく項目をこちらから提示し、進めてまいりました。しかしながら、こちらで提示した改修の項目全てをまず第一回目の設計額の一億二千九百十八万二千円の中では全て盛ることができませんでした。まず、これは当初概算によりまして我

がほうが、当課が工事請負費を一億二千九百十八万二千円とはじいたことが過少であったということになります。これについては、改めまして申しわけないと思っております。

それで、この一億二千九百十八万二千円を限度としてまず設計をしていただいたものでありまして、その中から全部をやると今回ご提案しております自動扉、それから間仕切り、それから内窓という部分が当然……済みません、自動扉のものがはじき出されたと。要はこの部分が設計の中でオーバーしてしまったということになりました。それで、今回このたび予算の確保ができたことから、この三つの部分について改めて工事を追加して実施したいということになった経緯であります。

とは申しましても、変更契約ということは議員ご指摘のとおり、余り好ましいものではないと考えております。新年度においても藤崎のセンターも予定されております。十分精査して対応してまいりたいと考えておりますので、何とぞご了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

概算の予算が限られているという事情もあるかもしれませんが、こういう施設そのものの利用価値そのものの根幹にかかわる追加でありますので、こういうのは概算を上乗せしてもらってでも一発で議会の承認を、工事請負契約を得るというやり方が正しいかと思うんですけれども、そのために条例でも定めている議会の承認事項だと考えているわけなんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

まことにご指摘のとおりでございますが、先ほども申し上げましたが、当初の概算で予算措置したものであります。工事の設計額が不足した時点で、本来であれば補正予算を組むなりして、一回で入札するようにすべきであったと思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

最後に町長の見解を求めて終わります。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

この工事そのものも、あるいは次年度、藤崎地区の老人福祉センター全面改修工事も全て元気交付金を活用しながら有利な財源で整備していくということでございます。担当課はいち早くから社会福祉協議会等の皆さんと非常に綿密な精査をしながらいろいろ全面改修に向けて段取りを組んできたところでございますが、まずこのような形で設計変更になったということは、振り返れば当初からの実施設計に向けてのまずは組み入れがしっかり精査されていなかったのかなという思いもまた一方では感じています。また、いろいろ精査した後でも、いざ建設に入る直前に、また現場で仕事をしている社協の事務方の皆さんからまた使い勝手いいような要望が出されてきたということでもございます。今後はこの老人福祉センターの改修工事にかかわらず、もっともっと精査した段階で実施設計に入るよう、今後事務方に指示していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十三号を採決いたします。議案第七十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十三号は原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第七十四号藤崎町税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十四号を採決いたします。議案第七十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十四号は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第七十五号藤崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十五号を採決いたします。議案第七十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十五号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第七十六号藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十六号を採決いたします。議案第七十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十六号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第七十七号藤崎町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十七号を採決いたします。議案第七十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十七号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第七十八号藤崎町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十八号を採決いたします。議案第七十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十八号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第七十九号藤崎町公営企業会計の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十九号を採決いたします。議案第七十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十九号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第八十号藤崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本条例は、給水条例の一部改正する条例であります。延滞利息の点などについては承認するものでありますけれども、私の質問の第一は、消費税の四月からの八％への増税に連動して水道料金を引き上げる、あるいはメーター使用料を引き上げるといふことでもありますけれども、水道基本料金あるいは超過料金が発生した場合も含めてですけれども、一体的に二十立米を使用したというふうな場合を想定しますと、二十立米使用したというような場合はどれぐらいの値上げになるのか、明らかにしていただきたい。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。

二十立米を使用したときの水道料金でございますけれども、影響額が百四十五円と推計しております。下水道料金については九十九円、合わせますと大体月二百四十四円と推計しております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

メーター使用料については現状がどれぐらいになって、九十九円ほど影響があるというようなお知らせでありましたけれども、メーター使用料の現状はどういうふうなことで、八%値上げ後はどうなるのかということをお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

メーター使用料については、家庭用の口径二十ミリを使った場合、現行では地下式でありますと百三十六円、その後八%になった場合には百四十円となります。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）



企業会計を全面的に適用するという事なんですからけれども、これによって独立採算制あるいは会計の透明化がさらに進むだろうとは思いますが、水道料金、ライフラインにかかわることでありまして、実際、電力もライフラインでありますけれども、メーター使用料などは取っていないんですけれども、これは企業会計になっても現状どおりメーター使用料は取るという方向には変わらないんですか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

条例でも定められていますように、メーター使用料は取るということになっておりますので、二十六年度については取る方向であります。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

影響額について、実際、月当たりになりますと百四十五円ほどになってくると。年間でいいますと、二千元ほどになるのでしょうか。いずれにしても、これはすぐに直ちにやらなきゃならないという根拠はどういうところから発生したのですか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

消費税の値上げという意味では、国のほうで二十六年四月一日から八%にするということですので、町としても負担分

については適正なる転嫁をする必要があるということで転嫁しております。メーター使用料でございますけれども、水道料金というのは総括原価主義をとっておりますので、自治体によっては水道料金に含む自治体もございます。しかし、藤崎町の場合、メーター使用料については分離して考えているということで、今現在ではメーター使用料は単独で取るということにしております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

適正な転嫁をするんだと、総務省も含めて自治体もやってくれというような方向で進めているわけでありましてけれども、そうすればメーター使用料に限ってお聞きいたしますと、総括原価主義としてメーター使用料は取らないで水道料金に加算するというようなことは、町や市町村の判断でできるということなんですね。企業会計というのであれば、メーターをはかるのは企業の責任でありますし、そのほうが適正なのかなというふうに思いますけれども、町村自治体の判断でメーター使用料を取ることも取らないこともできるんだということによろしいんですね。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

総括原価主義ということでありまして、当然ながら、かかった費用の分については価格に転嫁してもいいということで、取らないわけにはいきませんが、水道料金の中に含めて考えていくということは可能であると思います。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

国の進める施策だからやむを得ないんだという立場は私はとりません。なぜかと申しますと、消費税に連動して自治体がライフラインの水道料金を引き上げることについて賛成できない、反対であるということでもあります。

そもそも消費税増税そのものに反対であるからでありますけれども、いずれにしても取りやすいところから税金を取る、そのやり方そのものが全てであるかのように言っているやり方そのものに反対であります。税金は大企業やあるいは大資産家、富裕層に応分の負担を求めることを優先してやるべきだと思っております。また、不公平税制である証券優遇税制の現在一〇%のままであるものを二〇%にするとか、株取引税の課税を強化する法人税を実際この間法人の穴埋めのように消費税が使われている現状を容認することはできませんので、本条例に反対であります。本条例の消費税に連動して値上げする部分に反対であります。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。一番奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

原案に賛成するものであります。理由としては、消費税が先ほど五%から八%、これは決定したことであります。これをわかりやすく徴収といえは変ですけれども、そういうふうにするということで、公平さ、公明性がありますので、原案に賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第八十号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第八十号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第八十号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第八十一号藤崎町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

公営企業法を全面適用するということでございますけれども、公営企業法を全面適用した場合の町長が管理者になるということなんだというふうに思っておりますけれども、繰り出し基準といいますか、一般会計から公営企業に繰り出す基準といいますか、これは変化があるんですか。繰り出し基準についてはどういうふうなことになるんでしょうか。その点をお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

繰り出し基準については従来と変わりません。繰り出し基準というのは、毎年四月に総務省のほうから繰り出し基準についてという通知が来ます。それに基づく繰り出し金ですので、今回の全適とは全く関係ないことでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

常任委員会のほうに示された資料では、現在の組織体制についてお聞きしますけれども、上下水道係あるいは下水道係、これが工務施設係というふうに変える予定なんだというように説明資料では伺っておるのですけれども、これは総務係のほうは総務経営係というふうなこと、これはもうわかるんですけれども、上下水道係、下水道係というのは工務施設係という名称を使わなきゃならないのはどういうことによるんでしょうか。上下水道係では不十分なんですか。全面適用したことにならないんですか。名称の問題ですけれども、どういうふうなことなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

事務の効率性からいって、上水道係あるいはまた下水道係と二つの係を設けた場合に、上水道係もやっぱり総務、工務、そして下水道係も総務、工務ということが必要になりますけれども、事務の効率性からいきますと、やはり維持管理とか担当する工務と、あるいは予算とか経理を担当する総務と、この二部門に分けたほうが効率性がいいということで今回考えております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

上水道係と下水道係を統合するわけでしょう。ですから、工務施設係というような名称でなくても、わかりやすく上下水道係というふうにしたほうが一般の人にもわかりやすいのではないかなと思っておるんですけれども、その辺はこう

いうふうな名称にしなければならぬ、工務係という名称にしなければならぬという必要性についてお聞きしているわけですので、再度お答えください。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。

工務施設係というのは主に工事とか修繕あるいは維持管理、この部門に関する係でございます。上水道、下水道問わずやるということで、そういう名称にしております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

国が決めたことだからということで、それを消費税八%分を転嫁するということもやむを得ない側面もあるのは認めますけれども、それでよくないのでございます。これまで消費税を上げるといようなことは福祉のためだと、福祉を継続していくためだと言っておりますけれども、この間、国の税収ベースでも消費税導入の一九八九年以降は消費税の累積の税収額は二百六十四兆円ほどになっているんだそうです。法人税はこの二十五年間ほどの累計で二百四十六兆円も減収になっているという事実もございまして。消費税は法人税減収の穴埋めに事実上はされてきたと。中小企業の七、八

割の法人は赤字でございます。税収のゆがみを正すということ自身が必要でありますし、何よりも所得税の応能負担原則、これをしっかりして、少なくとも富裕層や大資産家に対する課税強化で税収を図るべきだという、税収の増収の仕方そのものに賛同できないので、本条例の消費税増税に連動した部分について賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから議案第八十一号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第八十一号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第八十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第八十二号藤崎町下水道条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十二号を採決いたします。議案第八十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、この議案を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第八十二号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第八十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第八十三号藤崎町水洗便所改造等貸付金条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十三号を採決いたします。議案第八十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第八十四号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十四号を採決いたします。議案第八十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十四号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第十四、議案第八十五号から日程第三十一、議案第百二号までは関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。これを一括審議いたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十五号福館公民館の指定管理者の指定の件から議案第百二号林崎研修集会所の指定管理者の指定の件まで十八件の議案を一括採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十五号から議案第百二号まで、原案のとおり可決されました。

日程第三十二、議案第百三号平成会館の指定管理者の指定の件を議題とします。

本件について、工藤健一君は地方自治法第百十七条の規定に該当し、除斥の対象となりますので、退席を願います。

〔十番 工藤健一君 退席〕

○議長（野呂日出男君）

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第百三号を採決します。議案第百三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第百三号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時三十四分

---

再 開 午前十時三十五分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第三十三、議案第百四号若松転作研修館の指定管理者の指定の件を議題とします。

これから質疑を行います。相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

指定管理者ということで、関連があるこの福館の地区からずっとやってきたんですけれども、仮に代表者の氏名が変わった場合はこれどういうふうな届け出になるんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

毎年度、補助金の契約をさせていただきます。その時点で町内会長に変更があった場合には、その人をもって管理者にしてさせていただきます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第百四号を採決いたします。議案第百四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第百四号は原案のとおり可決されました。

日程第三十四、議案第百五号平成二十五年度藤崎町一般会計補正予算（第八回）案を議題とします。

これから質疑を行います。工藤健一君。

○十番（工藤健一君）

二十三ページの土木費の道路維持費の光熱水費の件なんですけれども、きのうの常任委員会でもちょっと聞いたんですけれども、豊田村元線ロードヒーティング二百五十万と聞いたんですけれども、一般の家庭では今ロードヒーティングやったり、まず暖房、湯通ったりやっているわけなんですけれども、今、光熱費、電気料と灯油が高くて大変だと。ほとんどとめている、使っているのがないような状態になっています、一般の家庭ではね。これからもまた電気料の値上げはあると思いますよ。それでいて何でまたこっちのほうの道路だけ、歩道だけやったのか、そこを聞きたい。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

工藤議員にお答えいたします。

ことしの正月明け、一月四日のお話でございますが、県土整備部から国の補正予算絡みの、国土交通省絡みの防災減災、そして安全な遊歩道、遊歩道というよりも歩道のために補正予算等の活用の一つのメールが我が町の建設課に入りました。そこで、その予算内をまずは通るか通らないかわからないけれども、久井名から福館地区の防雪柵、そして朝日町の歩道のロードヒーティング、これを建設課長に指示したところでございます。今後、その歩道に対する融雪溝の整備等については、矢沢学区の県道沿い、そして国道七号線の舟場、そして朝日町通りから新町にかけての整備が近い将来

から基本委託ということで、実施に向けての計画に入る段階になってございます。よって、今ご指摘あった朝日町のその区間の歩道は、冬期間になればまず両側もう雪の山になって、片方だけとりあえず、そこは融雪溝の整備が将来も向けていないので、片方だけ子供たちの安全な通学路のために今回の補正予算を使って私が指示したところでございます。今指摘された電気料等の高騰もありますけれども、まずは有利な財源を活用できるうちに、その場所を選んだというところでございます。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

工藤健一君。

○十番（工藤健一君）

今、町長から財源のそれわかるんですけれども、一般の町民がその財源の内容が、どうしてそこをやったんだかわからない。それで私聞いたのは、何でおめだち、あそこやって、何やってるんだばと、もっとやねばまいねどごあるんでねなど、生徒が多く通っているところをやねばまいねのが本来でねがという話を承っているんですよ。議会で聞いてくれと言われたどごで、聞きました。だけれども、もっと早く、今町長言われたとおり、おらほの融雪溝やらねんだかわからないけれども、ことしまだ融雪溝の調査費予算持っているんですよ。それを何だかまだ正月来るんだけれどもまだ調査した気配ないどごで課長に聞いたら、全部調査費は削ってしまったと言われたんですけれども、何で削ったんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

予算につきましては、我がほうで二十五年度予算として国に要望した額から内示という決定額が減額されて決定されま

したので、その分何かできなくなるわけでございます。そこで、もう既に始まっている工事のほうを先に優先したために、今回、今年度につきましては調査費につきましてその部分を削ったということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

十三ページの諸収入の五百十四万四千元、田野畑村派遣職員人件費という形で五百十四万三千元という形ですが、この計算の基礎をちょっとお知らせください。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

この雑入の田野畑村派遣職員人件費の件でございますが、町と田野畑村のほうで派遣契約を結んでございます。その中で、人件費の主な部分につきまして、一旦町では払うわけですけれども、それを田野畑村のほうから補填していただくという契約を結んでございます。恐らく田野畑村のほうのそしたら収入がどうなるのかという話になるかと思いますが、それにつきましては特別交付税のほうで補填されるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

これ、そうすれば契約だということなんですけれども、これはいつまで派遣を考えているんですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

まず、三陸の田野畑村をひっくるめて、震災を受けた岩手県、宮城県、福島県、まだ甚大な被害で復旧半ばだと思っております。当面は震災のあったその当時から子供たちを中心に交流のあった田野畑村へ今年度の職員派遣というのは私と総務課長、そして派遣している建設課長、農政課長を交えて、当面は一年間という形で、なかなか職員も若手でございますので、新婚さんとか子供が小さいとかありますので、半年サイクルで二人で一年間、復興のために援助に職員を派遣してございます。当面は一年という考え方でございますが、先般、職員を派遣しているお礼に田野畑村の石原弘村長さんが町長室に訪ねていただいて、どうなんだろうと、まだまだ続きますよね、復興はと、我が町では当面は一年間という限定で考えていますけれども、どうなんだろうという話をしたら、藤崎町の状況がかなうのであれば来年もまたお願いしたいというお話はいただきました。ですから、今後担当課もろもろ協議して検討して、来年度の派遣は検討してまいりたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

今、町長からもお話ありましたけれども、まだまだ復興という段階ではなくて、災害があったところを今整備する段階だということで、まだ復興まではいっていないような状況だと私は思っております。ですから、何とか町長の配慮の中でまた当面、来年度も職員を派遣していただきたいなと思っております。

それと、心情的に、私個人の心情的なんですけれども、これって、失礼ですけれども、先ほど総務課長からも答弁ありましたけれども、田野畑村では交付税で算入されているという考え方なんだろうけれども、民間のボランティアみた

いな方たちもまだまだ現地に入っていると思います。そうした中で、これって効率的に我が町というんですか、派遣された自治体にお金を払わねばまねものになっているものですか、法律的には。私はこれ、派遣という形の中でお金ももらわなくて、その分のお金あるんだばそこの地元のところでもっと役立てて、一日でも一時間でも早く復興の対策立てればいいなと私は思うんですけれども、これ法律的にはもらわねばまねお金なんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

法律的なことは私は解釈はちょっと存じません。ただ、私の思いとしては、石原村長さんが訪ねてきたときに、復興支援をひっくるめて年間の予算はいかほどですかというようなお話を聞いたら、我が町の倍ぐらい今、年間の予算が執行されています。ですから、相当な意味で復興のハードな事業、あるいは今みたいなソフトな事業でも相当復興支援の特別交付税が算入されていますので、それは私たちの役場もなかなか二百二十人あった職員が今百四十六名という現状でございまして、しかも技師でないと行っても役に立たないということで、少ない技師の中から派遣するので、それは特段要らないというような考え方は私は示したくないという現状でございまして。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

少しその契約書について補足をさせていただきます。

この契約書の内容につきましては、全国市長会及び町村会のほうで基本的な部分をつくったものでございまして。私どもの町といたしましても、それに沿った形で契約をしているものでございまして。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと、六ページでございます。繰越明許費、それから保育所ですから児童福祉総務費にかかわることですけれども、十九ページの保育システム改修業務委託料千百一万六千円ということになっております。私、初め百万か二百万のことなのかなと思っていたんですけれども、千百万ほどもつぎ込むというのは大分大規模なものなのかなというふうに、職員二人分ぐらいかけちゃうということですので、これは具体的に言いますと、どういう業務が必要になってどういうことを依頼するんですか。何をどう改良ということなんですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。平成二十七年度から子ども・子育て支援法が平成二十七年四月からスタートするわけですけれども、それに伴うシステム改修となるわけですが、保育所や幼稚園または認定こども園などの管理を市町村に一本化するための町のシステムの構築であります。具体的には、保育所などへの入所者や保護者などの情報の管理、また保育所などの施設、事業者の情報の管理、保育所運営費などの交付申請や交付、これらの事務を町のシステムと国の全国総合システムとの間で総合ネットワークシステムを利用して、お互いに送信や受信をするためのシステムの構築をするための費用であります。

以上です。

○議長（野呂日出男君）



ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

全国とネットワークにつなげるということでありますけれども、従来も保育所についてはある種のシステムがあって、そしてやっていたものだと思います。ただ、幼稚園については、幼稚園あるいは民間の保育所といいますか、幼稚園、民間保育所、それでプラスされる部分も、藤崎では幼稚園が一カ所とふじ保育園というか、そういう二カ所ぐらいが増設される、増設というか新たに加えていかなきゃならないことなのかなと理解しているんですけれども、あと全国ネットとつなぐことなんでしょうけれども、それで千百万円というのはこれが相場だということなんですか、これ。どういう基準で、補助が来るからそれで一千百万円だというようなことなんですか、これ。どういう基準でこの一千百万円決まっているんですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

一千百万円の内訳ということでよろしいでしょうか。まず、新しいシステム専用のサーバーを一台設置いたします。そのほかに新制度対応のシステムということで、今までの町の保育のシステムは入所児の氏名やあとは保護者の収入ですとか保育料ですとか、それらのものだけに限定されていたわけですが、二十七年四月からは幼稚園の関係も町のほうで、入所の申し込みは幼稚園のほうへ提出するわけなんですけれども、その写しが幼稚園から町のほうへ送られてきまして、町のほうで入園などを決定するということにもなっております。また、認定こども園といたしまして、例えば幼稚園で午前中は教育を行い、午後は保育を行うとか、保育所で三歳児以上を対象に午前中は保育を行って午後は教育を行うとか、そういうことも県の認定を受けると可能になっております。それらの認定こども園などにも対応するよう

なシステムを構築すると。現在は町では認定こども園はございませんが、今後そういうことを実施する事業者等が出てきた場合に対応できるようなシステム改修ということも含まれております。

一千百万円が妥当な金額かどうかということですが、正直、明細細々書いているんですが、その価格が果たして適当なのかどうかということの判断の一つの材料として、近隣の町村のほうにも聞いてみました。そしたら、人口的にうちのほうの約半分ぐらいの自治体で六百万程度ということだったので、そこそこそんな多い金額でもないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

システム化に一千百万円という、我々委員会でも多少説明も受けたわけなんですけれども、子供がこの間、前年度と比べれば三十人そのものが減っているというようなことなので、いずれにしても認定こども園という形に対応できるようなシステムづくりということなんでしょうけれども、システムだけが先行しないことを願うばかりであります。

それと関連しましてお聞きいたします。二十ページのところで、保育士等処遇改善臨時特例補助金一千百七十四万となっておりますよね。一千百七十四万ほどを予算上議決して、国の制度に基づいて補助する、交付するというようなことなんですけれども、これは具体的に言いますと、保育士さんのどういう処遇を改善するということが適用になれば補助の対象になるんですか。全部の今の藤崎町の保育所が全部対象になるんですか。どういう基準をクリアすればよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

まず初めに、町内の全保育所が対象になるかどうかというご質問であります。八月ごろでしたか、各保育所に意向確認をしたところ、全保育所が実施したいということになっております。

事業の概要ですが、県の補助事業になり、補助率は十分の十で、補助金の流れとしては県の安心こども基金から町のほうに交付され、町から各保育所へ交付することになります。概要ですけれども、平成二十五年四月から平成二十六年三月中に私立の保育所の保育士の処遇改善を行うための事業です。職員の処遇改善を行うための費用を各保育所からの申請に基づき、保育所運営費とは別に各保育所に交付する仕組みです。この処遇改善の内容ですが、具体的な賃金の改善等についてはそれぞれの保育所で決定することになっております。一時金で支給してもよいですし、ベースアップということで支給しても、またボーナスという、賞与ということで支給してもよいということになっております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

先ほどの反対討論の中でもやったことにも関連するんですけども、結局働く人の賃金なり家計をふやす、家計をあつためるといふか、そういう方向や、あるいはまた人づくりのために保育士そのものの待遇を改善しなければならない。介護の分野についても待遇改善の国の措置がされていますよね。そういうことと関係もして、全体の底上げを図るといふ施策の狙いもあるんだろうと思います。地方においては定員割れを起こさないということは最大の保育所の課題のようでありますけれども、そこで私がお聞きしたいのは、補助金をやると。従来も運営交付金が保育所には仕事に応じて、あるいは保育士の数、業務に応じて保育所運営資金が出されていたんです。しかし、それが従業員の、あるいは職員の、

あるいはパートのそういう方の処遇まで行き渡らないでとまっているのか懐に入っているのか、その辺は定かではないですけれども、いずれにしてもこれの改善をするためにどういう、何か説明によると計画書を出させて、例えばパートの人はこれだけ上げるんだと、あるいは定昇で上げるんだとか、そういう計画書を出させていくという説明を受けているんですけれども、どういうふうにしてチェックをするのか。そこの方法なり、行政として何をするのかという、その点について、国が管理するのか、町なら町で責任を持ってチェックしていくのかどうか、その辺の関係を説明願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

まず、この交付金の使途は職員の賃金改善に要する経費に限定されているということをまず最初に申し上げて、次に事務手続についてですけれども、各保育所から町のほうへ補助金の交付申請が提出されます。交付申請には処遇改善の具体的な計画書、それを添付することになっております。また、交付見込み額の算定書、これも添付して交付申請をしていただきます。その交付申請された内容を私どもの住民課の係のほうにおいて内容を審査して、これが交付基準に該当している場合は交付決定の通知を各保育所に出すこととなります。各保育所では計画書を提出した処遇改善を行い、その結果、請求のほうは概算請求ということに多分なると思うんですけれども、各保育所から必要な書類を添付した上での概算請求がなされ、その請求に基づいて町で補助金を支払います。各保育所のほうから実績報告書というのが町のほうに提出されるわけですが、それには実際に処遇改善をしたあかしとなるような書類のコピーやそういうのも添付させる予定となっております。書類の審査だけでその辺が確認できない場合は、直接保育所のほうに出向いて帳簿等を確認させていただくこともあります。これらの審査を経て、計画書どおりに実施されているということがわかれば、

改めて補助金の確定通知書というものを各保育所へうちのほうから出して、今年度の事業は終了ということになります。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

人材確保とともに処遇の条件を多少なりともレベルアップするということはやっぱり必要なものだと思っておりますので、適正に進めていただきたいということを要望しておきます。

質問でございます。二十五ページ、小中学校修学旅行費補助金、小学校は十二万円減、中学校は十六万円ほど減になっているんですけども、町長にお聞きいたします。廃止の方向なんだということなんですけれども、私は補助率は少なくとも残しておいていいと思っておるんですけども、何年度に廃止なさるんですか。それはどういうふうな方向で進めているんでしょうか。父兄にどういうふうに周知されているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

二十八年度に廃止する予定となっております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今回、小学校で十二万円、中学校で十六万円削減されているんですけども、小学校で何人行けなかったんですか。中学校で何人いけなかったか、これは。修学旅行に。あるいは行けない人が何人ぐらいあったのかというようなことで質問しているんですけども、その辺わかっているのでありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

はっきりした数はちょっと把握していませんけれども、一、二名ほどは体調等の不良により行けないということは聞いております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

一名というよりも二、三名ということで理解しております。それは全部体調不良だということで断定してよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

それで断定してよいと思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

二十八年には廃止するという事で進んでいるみたいですがけれども、今、体調不良によって行けなかった人があったんだということですがけれども、学校現場では、せば積み立てだとかってもうやめて、二十八年でやめるんですということをやって、積み立ては今度やらないことになるんですとかという、その辺の周知や現場の状態はどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

それについては、各学校のほうで周知徹底のほうはなされております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

二十六ページなんですけれども、常盤小学校旧校舎解体工事費が一千万ということで、普通の今、民家でも坪当たり二万円ぐらいは取られる感じなんですけれども、学校を壊すに当たってこれ一千万というのは本当に一千万で解体するにいいんですか、これ。

ごめんなさい、間違いました。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今の間違いましたと言っているけれども、一千万が必要になった理由について明らかにしてほしいです。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

この旧校舎解体費の追加費ですけれども、四月一日より消費税が五％から八％に値上げされるという分と、あと校舎前の園庭前のアスファルトの解体に係る経費の増額分であります。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第百五号を採決いたします。議案第百五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第百五号は原案のとおり可決されました。

日程第三十五、議案第百六号平成二十五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。



これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第百六号を採決いたします。議案第百六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第百六号は原案のとおり可決されました。

日程第三十六、議案第百七号平成二十五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第百七号を採決いたします。議案第百七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第百七号は原案のとおり可決されました。

日程第三十七、議案第百八号平成二十五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第百八号を採決いたします。議案第百八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第百八号は原案のとおり可決されました。

日程第三十八、議案第百九号平成二十五年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第百九号を採決いたします。議案第百九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第百九号は原案のとおり可決されました。

日程第三十九、議案第百十号平成二十五年度藤崎町農業集落排水事業会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと六十三ページですけれども、修繕費として汚水処理施設の修繕費二百五十四万ほどすることになっているんですけれども、前も大分やったみたいなんですけれども、これはどの部分を修繕するという事なんですか。説明していただきたい。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

そこに文言的にも書いていますように、し渣脱水機の調子が悪くなったということで今回の修繕費に盛ったわけがございますけれども、議員ご指摘のように常盤処理場については平成二十三年、二十四年にかけて大規模改修を行いました。ただ、その時点においてはこの部分についてはちょっとまだ正常に動いていたんですけれども、二十五年度になって調

子がちょっとおかしくなって今回の補正に至ったということでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

二十三、二十四年のときに大規模改修というか、リフォームも含めてやったときには作動していたという説明を受けたんですけれども、大体このし渣脱水装置といいますか、この部分というのは何年、十年ぐらい使えるものなんですか。それとも四、五年で終わりのものなんですか。その辺はどういうふうなものになっているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

機械類ですので、耐用年数的には十年ほどというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第百十号を採決いたします。議案第百十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第百十号は原案のとおり可決されました。

日程第四十、議案第百十一号平成二十五年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第百十一号を採決いたします。議案第百十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第百十一号は原案のとおり可決されました。

日程第四十一、常任委員会報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告をお願いいたします。総務産業常任委員会委員長、清水孝夫君。

○総務産業常任委員長（清水孝夫君）

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る九月二十七日、常任委員会を開催し、防犯、防災及び消防に関することの中の防災について集中審議し、津軽ダムの現地視察を実施いたしました。

津軽ダムの現地視察では、津軽ダム工事事務所の担当者より津軽ダムの事業概要及び計画概要、工事の進捗状況等の説明を受けながら、津軽ダム展望所、目屋ダム天端、砂子瀬橋上部工部分を視察してまいりました。

工事は順調に進んでおり、今後、平成二十七年度の試験冠水を経て、平成二十八年度の竣工を目指すということであり、津軽ダムの事業目的の一つである洪水被害の軽減の役割を果たすためにも早期完成が待たれるところであります。

以上で、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

総務産業常任委員会の報告が終わりました。

次に、民生教育常任委員長から報告を願います。民生教育常任委員長、小野 稔君。

○民生教育常任委員長（小野 稔君）

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る十月九日、常任委員会を開催し、小中学校に関することの中の常盤小学校改築事業等の進捗状況について集中審議した後、常盤小学校改築事業等の現地視察を実施いたします。

工事の進捗状況の説明では、常盤小学校校舎改築工事のうちの建築工事の出来高が九月末現在において四一・一％に達しております。また、常盤小学校屋内運動場改築工事の出来高が同じく九月末現在において三九・八％に達しており、どちらも計画どおりに進んでいることが報告されました。

続いて、現地視察を実施し、現場の責任者から現在の進捗状況及び今後のスケジュール等について説明を受けながら、工事の現状を確認しました。

以上で、民生教育常任委員会の報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

民生教育常任委員会の報告が終わりました。

日程第四十二、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第四十三、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中

の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十五年第四回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時十九分

---

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 浅 利 直 志

署名議員 奈 良 完 治

署名議員 前 田 信 一